

令和8年第1回各務原市農業委員会総会会議録

- 1 期 日 令和8年1月6日（火）午前9時30分開会
- 2 場 所 各務原市産業文化センター7階第1第会議室
- 3 議 事
 - 議題1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議題2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議題3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議題4号 相続税の納税猶予に係る農業経営を引き続き行っている証明について
- 4 議 案 議案は農業委員会事務局において縦覧
(各務原市役所北庁舎6階)

○出席委員(17名)

1番	永井	博幸
2番	河合	正嘉
3番	小島	健司
4番	後藤	奈々
6番	小林	始
7番	藤井	皆夫
8番	阿部	治徳
9番	土屋	輝男
10番	橋本	涼
11番	岩田	勝則
12番	後藤	善美
13番	櫻井	千佳子
14番	岩井	孝朗
15番	今尾	英子
17番	横山	京子
18番	苅谷	次子
19番	浅野	諭孝

○欠席委員 (2名)

5番	早川	信司
16番	赤座	廣之

○職務のため出席した事務局職員

局	長	立元	克也
参	事	遠藤	喜久雄
主	査	澤田	圭佑
書	記	夜陣	綾香

局長	これより、令和8年第1回各務原市農業委員会総会を開会させていただきます。19名中17名で開催することになりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりましてこの総会は成立したことを報告いたします。 それでは、会長のあいさつをお願いします。
議長	あいさつ（略） それでは諸般の報告を事務局よりお願いします。
書記	（諸般の報告をした。）
議長	続きまして議事録署名者の指名を私の方からさせていただきます。 浅野委員と、永井委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議事に入ります。
議長	【議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
主査	農地法3条許可申請の譲受人については、地域集落営農の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うことを確認しており、取得後、農地を利用すること、農機具・労働力・技術・通作距離なども問題がなく、農地法第3条第2項の各号について、別紙調査書のとおり該当していないと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 1番、遺言による所有権移転です。取得後は露地野菜栽培をする計画です。 2番、譲渡人の要望による所有権移転です。取得後は露地野菜栽培をする計画です。 3番、農業経営拡大のための所有権移転です。取得後はザクロの苗木栽培をする計画です。

4 番、譲渡人の要望による所有権移転です。取得後は果樹栽培をする計画です。

5、6、7 番は譲受人が同一のため一括で説明
農業経営拡大のための所有権移転です。取得後は水稻栽培をする計画です。

8 番、農業経営開始のための所有権移転です。取得後は露地野菜栽培をする計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議事について、ご意見ご質問ございますか。
 (特になし)

議長 それでは原案通り承認してよろしいでしょうか。
 (異議なし)

議長 それでは次の議案に移ります。

【議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長 議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

主任書記 1 番及び議第 3 号 4 番は同一のため一括で説明

 4 番、所有権移転をして一般個人住宅に転用するものです。その際に所有者の自宅兼店舗が農地法の許可を受けていないことが明らかとなったため是正の 4 条が提出されました。農地区分は 10ha 以上の農地が広がる 1 種農地と判断します。第 1 種農地ですが公道を介して集落に接しており、周囲の農地に影響を与えることが少ないため、やむを得ないと判断します。

 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の議事について、ご意見ご質問ございますか。

(特になし)

議長

それでは原案通り承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは次の議案に移ります。

【議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

主査

1番、必要資料が不足しているため保留

2番、使用貸借で借り受けて一般個人住宅に転用するものです。農地区分は、10ha未満の第2種農地と判断します。第2種農地ではありますが、ほかに代替するところがないためやむを得ないと判断しました。

3番、所有権移転をして蓄電施設用地に転用するものです。農地区分は、農用地、第1種農地、第3種農地いずれにも該当しない第2種農地と判断します。第2種農地ではありますが、他に代替するところがないためやむを得ないと判断しました。

5番、賃貸借で借り受けて研磨剤製造業駐車場に転用するものです。農地区分は、街区に占める宅地面積割合が40%を超える第3種農地と判断します。

6番、使用貸借で借り受けて一般個人住宅に転用するものです。農地区分は、10ha未満の第2種農地と判断します。第2種農地ではありますが、他に代替するところがないため、やむを得ないと判断しました。

7番、使用貸借で借り受けて一般個人住宅に転用するものです。農地区

分は、街区に占める宅地面積割合が40%を超える、第3種農地と判断します。

8番、必要資料が不足しているため保留

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議事について、ご意見ご質問ございますか。

委員

2番について、用水路にかかっている橋を渡って出入りすることになるが、車では狭いと感じる。その場合、前回購入した南側の畑を駐車場にすることは可能なのか。

主査

今回の計画には南側の畑は含まれていないため駐車場にすることはできない。また、3条で買ってすぐの土地を転用することは認めづらい。

議長

そのほかございますか。

(特になし)

議長

それでは原案通り承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは次の議案に移ります。

【議第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営を引き続き行っている証明について】

議長

議第4号相続税の納税猶予に係る農業経営を引き続き行っている証明について、事務局説明をお願いいたします。

主査

相続税の納税猶予とは、農地を相続した方が、農業を継続することを条件として、相続税の納税を猶予される制度のことです。

相続税納税猶予の適用を受けている方は、原則として3年ごとに、農業経営を継続していることを税務署に届け出る必要があります。その際に必要な、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証

明書」について、今回2名の方より証明願がありました。

事務局で申請地の確認をしたところ、すべて農地として適正に管理されていました。なお、この件に関しましては地元農業委員さんのご意見はよろしいかと思います。

証明して差し支えないものとして処分を決定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

質問等はございませんか。

(特になし)

議長

この申請について許可することに決定をしてもよろしいですか。

(異議なし)

議長

本日の議題は以上となります。

以上をもちまして第1回各務原市農業委員会総会を終了させていただきます。

閉 会